

令和4年度 処遇改善加算金、特定処遇改善加算金および

介護職員処遇改善支援補助金の配分について

職員の皆様、日々の業務、本当にご苦労様でございます。

処遇改善加算金、特定処遇改善加算金および介護職員処遇改善支援補助金の配分について、お知らせいたします。

介護職員処遇改善加算

配分対象者：介護職員

配分方法：① 基本給の増額

② 賞与

③ 職務手当：1カ月当たり 8,000 円を加算

④ 宿直手当：勤務1回につき 1,700 円を加算

⑤ 夜勤手当：勤務1回につき 2,700～6700 円を加算

*①～③については、介護職員以外の職員および対象外部部署の職員は法人負担で支給する

介護職員特定処遇改善加算

以下の条件に従い、3月下旬に一時金として支給する

該当条件：① 令和5年3月31日時点での経験年数を基準とする

② 令和5年4月1日以降も在籍の方

③ 令和5年3月1日現在休職していない方

*中途入社職員は在職月を除いた金額を支払とする

分配方法：上記の条件に該当するものを(A)～(C)のグループに分け、4：2：1の比率で分配する

(A)：当法人での介護職員としての勤務が満5年経過かつ介護福祉士の資格を保有する者

(B)：(A)以外の介護職員

(C)：介護職員以外の職員 *賃金改善前の年収が440万円を上回る職員は対象外とする

介護職員処遇改善支援補助金

配分対象者：高齢者福祉部門の正職員または所定労働時間が週20時間以上の契約非常勤職員

配分方法：交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を支給する

その他

- ・いずれの処遇改善も法定福利費等の事業主負担の増加分を含む
- ・処遇改善の対象外部部署：ケアハウス、北部包括、相談センター、福王台居宅

令和4年4月1日
社会福祉法人かずさ萬燈会
理事長 渡邊 元貴